

[事案 23-250] 入院給付金支払請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないことを理由に入院給付金が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 5 月に、腰椎症により 85 日間入院した。そこで入院給付金を請求したが、約款に定める入院に該当しないとの理由により、入院給付金が支払われない。腰が痛み、自宅で安静にしていたが思わしくないため、医師に認められて入院したのであるから、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の腰椎症は、緊急性のある痛みではなく、日常生活動作に問題はなく、申立人の希望による入院であり、入院を必要とする状態ではなかった。
- (2) 入院中の経過についても、入院加療が必要とされるような所見、長期にわたる入院を続ける理由は見当たらず、外来通院が十分可能であった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづいて、申立人の本件入院の必要性について審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 本契約の約款に規定する「入院」に該当するか否かについては、入院先の担当医師の意見のみに基づいて判断されるものではなく、医学上の見地から客観的、合理的に判断されなければならない。
- (2) 一般に、腰椎症により入院治療が必要とされるのは、日常生活動作等が自立できない程度に重篤な症状を呈しているため、通院治療が難しいといった場合であると考えられる。
- (3) 本件では、「入院診療計画書」によれば、入院前の生活状況として、食事・排泄・入浴・着替え等に関しては、すべて自立しており、また、褥瘡（いわゆる床ずれ）発生危険因子の評価シートは「正常」とされているなど、腰痛による日常生活への支障等の訴えはみられない。
- (4) そして、平成 23 年 5 月以降の症状経過等については、「診療録」や「看護記録」によれば、入院初日から体動や歩行は可能な状態であり、緊急に入院治療が必要な程度の重篤な症状が発現したことを窺わせるに足る記載は確認できず、入院は本人の希望によるものとの記載がある。
- (5) これら証拠の記載内容からすると、入院前から日常生活動作等は自立できており、平成 23 年 5 月ころに入院治療が必要な症状が急激に発現したとは捉えられず、治療内容につ

いても、腰椎けん引及び消炎鎮痛処置であって通院でも可能なものであるため、入院治療が必要な状態であったとは捉えられない。

- (6)したがって、平成 23 年 5 月からの入院は、症状及び治療内容のいずれから見ても、入院治療の必要性が認められず、「常に医師の管理下において治療に専念」しなければならない状態が継続していたと認定することはできない。